

別表1 (50人以上の事業場用) いばらき健康経営推進事業所認定基準

番号	大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件			
					茨城県	申請書番号※	添付資料	
1	経営理念(健康経営についての経営者の自覚)			・自身の企業・事業所における健康宣言についての明文化並びに社内外への周知 ・経営者自身の年に1回の定期健診受診	左記の達成	①-1,2	健康宣言書 (協会けんぽ加入事業所は健康づくり推進事業所の「宣言書」の写し)	
2	健康経営を推進する為の組織体制の整備			企業(事業所)内における健康づくり担当者の設置	左記の達成	①-3	-	
3	制度・施策 実行	事業所内における従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①従業員全員に対するの定期健診受診(実質100%)	左記①～⑥のうち、④を含む2つ以上の項目について達成している事(選択必須)	②-6	-	
				②被扶養者向け特定健診の受診率向上に向けた取り組み		②-7	-	
				③要再検査者、要精密検査者への受診勧奨の取り組みの実施		②-8	-	
				④労働安全衛生法の定めに基づいたストレスチェックの実施		②-9	-	
				⑤従業員に対するがん検診受診の指導の実施		②-10	-	
			⑥健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の策定	②-11		計画書の提出		
			対策の検討					
		健康経営の実践に向けた土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑦管理職又は一般社員に対する健康教育機会の設定、情報の発信	左記⑦～⑩は任意達成項目	③-12, 13	-	
			ワークライフバランスの推進	⑧従業員の健康管理に関する適切な働き方実現に向けた環境整備		③-14	-	
			職場の活性化	⑨従業員間のコミュニケーション促進に向けた取り組みの実施		③-15	-	
			病気の治療と仕事の両立支援	⑩(⑩以外で)病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組みの実施		③-16	-	
		従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑪保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑱のうち3つ以上の項目について達成している事(選択必須、うち⑭は必須)	④-17	-	
				⑫従業員の食生活改善に向けた取り組みの実施		④-18	-	
				⑬従業員の運動機会の増進に向けた取り組みの実施		④-19	-	
			健康増進・生活習慣病	⑭アプリ『元気アップ! りいばらき』を活用した取り組み(団体IDの取得必須)		④-24, 25	-	
⑮女性従業員の健康保持・増進に向けた取り組みの実施	④-20			-				
⑯従業員の感染症予防に向けた取り組みの実施	④-21			-				
⑰長時間労働者への対応に関する取り組みの実施	④-22			-				
⑱不調者への対応に関する取り組みの実施	④-23			-				
⑲受動喫煙防止対策に関する取り組みの実施	左記の達成			①-4		-		
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	保険者に対する40歳以上の従業員の健診データの提供	左記の達成	①-5	-		
5	法令遵守・リスクマネジメント	定期健診を実施していること(自己申告)		左記項目について全て達成していること	-	いばらき健康経営推進事業所認定制度の前提要件適合に係る誓約(記の2対応)		
		保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)			-			
		従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと			-			